

皆さま、おはようございます。日本維新の会の別府建一でございます。第7回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、3日目で大変お疲れの事と存じますが、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。

1つ目は、「外郭団体への公金支出と内部統制について」お伺い致します。

本市外郭団体の一つである(公財)尼崎緑化公園協会には、フィールド公園の業務委託や普及啓発等をお願いしています。

管理しているフィールド公園は、上坂部西公園、元浜緑地、大井戸公園、近松公園、宮内公園、中央公園、祇園橋緑地、蓬川バラ園です。

質問.01

(公財)尼崎緑化公園協会への業務委託契約の内容と予算を教えてください。

2つ目は、「動物愛護について」お伺い致します。

動物愛護センターには日々市民から多くの相談が寄せられていると思われま

す。市民からの相談は、問題の早期把握、早期支援の入口であるといえます。

適切な助言、必要に応じ関連機関やボランティアと連携するといったことが非常に重要であり、職員の対応力が求められるところです。

そこで、お伺いします。

質問.02

令和3年度、愛護センターに寄せられた相談件数は何件ありましたか？

そのうち「猫を引き取って欲しい、保護して欲しい。」という相談件数は何件でしたか？その相談の結果、実際に猫を引き取った件数と頭数を教えてください。

また、殺処分の頭数を教えてください。

3つ目は、「住宅の建て替え要件について」お伺い致します。

質問.03

住宅の建て替えにおいて建築基準法上、未接道の建て替えのご相談は、令和3年度何件ありましたか？また、その相談の内、建て替えが出来ないと判断された件数を教えてください。

また、老朽危険空き家の内、未接道の物件は、市内で何戸あり危険空き家に占めるウエイトは、どのようになっていますか？

4つ目は、「公設地方卸売市場について」お伺い致します。

質問.04

市場を現市場敷地で建て替えるので有れば、最終判断するリミットは、いつまでとお考えでしょうか？

以上、第1登壇の質問を終わります。第2登壇は、一問一答にて行います。

(第2登壇)

ご答弁いただき誠に有難うございます。

では、引き続き1つ目の「外郭団体への公金支出と内部統制について」お伺い致します。

令和3年度(公財)尼崎緑化公園協会と尼崎中高年事業株式会社は、事業統合され尼崎中高年事業株式会社は、会社清算されました。

中高年事業から転籍された現職協会職員より文書でのご相談が有りました。

協会に業務委託されているフィールド公園に関する事についてお伺いしました。

①業務不履行について

公園の委託管理の中で、実施するべき必要回数や必要本数を満たしていなかったり、資材を指定数量を仕入れず、例えば数量10必要なところ7しか仕入れていなかったりで業務を行ったように見せかけています。そういった実施していない業務の金額を試算すると年間数百万円になります。

②業務を故意的に行っていない事について

例えば、高木(こうぼく)の剪定は、協会職員では実施出来ないため、令和2年で有れば専門業者に発注する方法のみであったが、当時の責任者が外注費用が掛かるので専門業者に委託を行わず職員で出来る範囲、手の届く範囲の剪定を行うよう指示したようです。本来は、樹木全体を剪定しなければならないところ、下枝を切って、業務を行った事になっています。つまり業務に必要な本数も内容も満たしていない箇所があります。

③実施していない作業項目について

旧協会職員は「代わりになる「何か」をプラスで行っている。例えば、清掃や花植えを行っているから大丈夫。」と言い訳するが、仮にその「何か」を金額で試算すると契約金額を満たしていないし、本当に市が求めている事業を行っていない。代わりに何をするか市にも確認もせずに勝手に行っています。例えば高木の剪定の依頼を受けているのに、剪定せずに花を多く植えて金額を相殺した気になっている等です。

などの申し出を本市に行いました。

今年3月、このような事業内容を悲観して市の為に尽くそうとされた有能な職員2名が退職されたようです。

そこでお伺い致します。

質問.05

本市は、行った証拠の無い業務を何を根拠に公金を支出していたのでしょうか。

いつからこのような処理を行い、また、その証拠が残っていない無い業務について市は、市民にどうやって説明責任を果たすのでしょうか？

業務内容の確認を行う為、先日フィールド公園の現地確認を行いました。
中央公園は、低木の高さ約60センチと仕様書で決まっているはずの枝が人の身長の高さを超えて生い茂っていました。
祇園橋緑地は、建築限界を超えた木が鬱蒼と茂っていて幹にはツタが絡まり、ホームレスの荷物も散見されました。
また、近松公園でも木が鬱蒼と茂っていたり、元浜緑地においては、建築限界を超えた桜の木が原因で昨年交通事故がありました。その後、慌てて剪定したようです。

そこでお伺い致します。

質問.06

このような杜撰な事業内容でも、業務は適正に行われているとお考えでしょうか。

質問.07

業務委託契約に緑化普及啓発事業も契約内容に含まれていますが緑化公園協会令和2年度事業報告書にも記載されていますが実態は、上坂部西公園以外に具体的な事業も行われず、その成果も見える化出来ていない事業ですが、市民は、何を以て費用対効果を見れば良いのでしょうか。

質問.08

本市の先輩OB職員が運営している外郭団体において、今後のモニタリングについてどのようにお考えでしょうか。忖度をされるのでしょうか。

次に「動物愛護について」お伺い致します。

市民の方々が動物愛護センターに相談したが引き取ってもらえなかったのと、動物愛護ボランティア団体さんの方に、かなりの引き取り相談がきています。

私の方で動物愛護ボランティア団体さんに数字を出してもらったのですが、ちょっと驚く数字が出てきたのです。

令和3年度、4つの団体に対応した相談件数は582件でした。

引き取った猫の頭数は、382頭でした。

尼崎市民からの相談のみですが、ものすごい件数だと改めて驚いています。

その内のご相談内容についてお伺いしますと、

住民や地域からの野良猫トラブルや不妊手術をしてほしいという相談や、猫の保護依頼です。特に、今の時期は、連日、子猫を保護してほしいという相談が入っているそうです。また、福祉の関係者からは、多頭飼育や飼い主の病気や死亡によるペットの引き取り先の相談も多く、いずれも電話一本で済む内容ではありません。問題の早期把握、早期支援のために、ペットの飼育が困難な状態になりつつある高齢者に、定期的に訪問し、適正飼育が維持できているかなどを確認する見守りを行ったり、経済的に苦しい飼い主には、ペットフードの支給などの飼育支援なども行っています。

そこでお伺い致します。

質問.09

民間に582件という多くの相談が入り、様々な対応をされているのですが、こうした状況は、動物愛護センターの方ではどの程度把握されているのでしょうか。

情報共有が必要な場合もあるのではないかと思います。ご見解をお聞かせ下さい。

本年度、様々な分野の関係機関・関係者の継続的な体制を構築するため、その中心的役割を担う調整機能の役割として、重層的支援推進担当課が設置されました。

これまでの多頭飼育崩壊の事例でも、「どこに相談すれば対応してもらえるのかわからない。」という事がネックで、なかなか早期介入に繋がりませんでした。

「あちこちに相談したが対応してもらえなかった。」というお声も非常によくお聞きします。

そこでお伺い致します。

質問.10

「一人暮らし高齢者が庭にたくさんのゴミをため込んでいて、猫も多数飼育しているようです。周辺住民は大変な悪臭で洗濯物も干せない状況です。」

これは実際にあった事例ですが、この場合、住民はまずどこに相談をすればよいでしょうか？ また、重層的支援推進担当課の役割はどのようなものになりますか。

質問.11

問題解決に向けて関係部署が連携する場合、情報共有や会議が必要になってくると思いますが、具体的にどのように連携を取り、調整を行うのかを教えてください。

質問.12

先ごろ、環境省から「動物虐待等に関する対応ガイドライン」が出ています。

多頭飼育問題では、動物愛護法違反や狂犬病予防法違反などに関わる事例もありますが、本市は、警察部局との連携も想定されていますか。

愛護基金からボランティア支援の助成金があります。動物愛護センターに入った猫を引き取ったら、かかった医療費が上限5万円まで出ます。

愛護センターの猫を引き出すためには、センターに団体譲渡登録をします。

登録した団体がセンターから犬猫を引き出した場合、かかった医療費は動物病院の領収書添付で申請すれば助成金が支出されます。

ただし、この猫を出す出さない、どこの団体に出すかなどは愛護センターの権限なので、指定した猫を出したいと言っても難しいので、皆さんもセンターに入れるに入れられないのです。

誰にでも子猫保護したら助成金を出して欲しいと言ってるわけでは有りません。

団体登録するには、現地調査も有りますし、そんなに多く団体は、ありません。

愛護センターに団体登録してる人たちは、実際愛護センター経由でなくてもこんなに沢山引き取ってます。

実際、猫も相談者も助かっています。

「センターに連絡したが引き取ってもらえなかった」という猫もとても多いです。警察から依頼される場合もあり、その医療費もボランティアが負担して譲渡に繋がっています。

そこでお伺い致します。

質問.13

愛護基金からのボランティア支援

という名目を出している助成金を直接団体が引き取った猫に支出出来ませんか。

寄付者の方にも納得してもらえる使い道だと思います。ご見解をお聞かせ下さい。

次に「住宅建替要件について」お伺い致します。

中々、老朽危険空き家の温床になっている基準法の道路に接道していない建物の建替について、道路と接道していない敷地の間に現在一定規模の通路があっても通路権利者の所在が掴めず同意が取れなくなっていく事例が増えて行くと予想されます。

また、永住権を持たない外国人の不動産購入によりさらに権利関係が複雑化して行く事も予想されます。

そこでお伺い致します。

質問.14

未接道建替を通路権利者の同意無く、一軒ずつでも可能には、出来ないのでしょうか。

通路の権利者の同意が必要で建替が出来ていない物件を活かすには個別に現在一定の通路が実際にあれば建築が出来る仕組みは作れないのでしょうか。出来ない場合、課題や問題点を教えて下さい。

質問.15

では、具体的に解決方法はあるのでしょうか。このまま自然の流れの中、放置していくのでしょうか。

同意が必要でその同意を取るにしても今後その権利者も更に追いかけていく中、所在不明者に対して具体的な解決方法は何かあるのでしょうか。

最後に「公設地方卸売市場について」お伺い致します。

質問.16

「賑やかしの仕掛けを長期間、継続的に行う事業者がいらないと思う。」との理由で、市は賑やかしの事業に二の足を踏んでいるように感じます。事業が継続出来ないと思う理由をお聞かせ下さい。

質問.17

「事業者がこの場所に魅力を感じていない。」と本市担当者は捉えているようですが、現市場立地の市場価値を本市はどのように考えているのでしょうか。

民間事業者からは、現市場の場所は、一等地との見解ですが、本市がこの一等地のポテンシャルを最大限に活かしていない理由をお聞かせ下さい。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴、誠にありがとうございました。